

特記仕様書

第1章 総則

第1条 この特記仕様書は、下記業務に適用する。

業務名：林道委(補助)第1号 第2中ノ平橋補修実施設計業務委託
路線名：林道 中ノ平線
業務箇所：いちき串木野市 川上 地内

第2条 本業務は、長寿命化計画に基づき、本市が管理する林道橋において予防的な修繕・補修により、橋梁本来の機能を回復することが目的とする。

第3条 本業務は、設計業務等委託契約書、設計図書及びこの特記仕様書並びに鹿児島県環境林務部制定「森林土木事業地質・土質調査業務共通仕様書」、「森林土木事業測量業務等共通仕様書」、「森林土木事業設計業務等共通仕様書」令和3年6月((以下「共通仕様書」という。))によるほか、下記指針・基準等により調査するものとする。

- 1 道規程(一運用と解説一:平成23年8月)
「林道規程の一部改正」について(令和2年3月31日付林野庁長官通知)
- 2 道技術基準・運用(林道必携技術編:平成23年8月)
- 3 林道事業設計積算基準(規定・技術編:県環境林務部発行)令和2年度版
- 4 道路橋示方書(平成29年度)
- 5 林整備保全事業設計積算要領(林野庁長官通知)令和2年度版
- 6 森林整備保全事業設計積算基準(鹿児島県環境林務部制定)令和2年度版
- 7 その他関連する指針・諸基準等

なお、上記によりがたい場合及び例外規定の適用については、調査職員と協議すること。

第4条 受注者は、契約時、変更時又は完了時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に調査(監督)職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、調査(監督)職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録完了後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査(監督)職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第5条 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査(監督)職員に提出しなければならない。業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1)業務概要
- (2)実施方針
- (3)業務工程
- (4)業務組織計画
- (5)打合せ計画
- (6)成果品の品質を確保するための計画

- (7) 成果品の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準
(9) 連絡体制(緊急時含む) (10) 使用する主な機器(11) その他

第 6 条 受託者は、作業上知り得た情報を他に漏洩してはならない。又、成果品はすべて他に公表、貸与、使用してはならない。

第 7 条 実測及び成果品提出物の検査の結果、不良個所があった場合は、受託者は再調査及び再提出しなければならない。

第 8 条 成果品引き渡し後において受託者の責に帰すべき誤りが発見され、委託者がこの訂正を要求した場合は、受託者の負担において速やかに訂正しなければならない。

第 9 条 (前金払、部分払、中間前金払)

- 1 本市公共工事の前金払に関する取扱要綱に基づき請求すること。

第 10 条 土地の立入り等

- 1 本委託業務を実施するため、国有地、公有地、または関係者と十分な協調を保ち、円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により、現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
- 2 本委託業務実施のため、植物伐採、かき、柵等の除去または、土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督職員へ報告するとともに所有者の承諾を得て行わなければならない。

第 11 条 占有者との協議

- (1) 調査及び設計にあたっては、占有物調査を行うこと。
- (2) 占有物調査の結果、移転が生じる場合は、占有者と協議を行い、占有物の内容、位置等の協議を行い、結果を報告すること。
- (3) 占有物調査の結果、移転を生じない場合でも施工中の事故防止のため既設占有物の位置を設計図に記入すること。

第 12 条 管理技術者及び照査技術者

- (1) 本業務は、共通仕様書第 3107 条及び 3108 条に基づき、「管理技術者」及び「照査技術者」(以下「管理技術者等」という。)の業務に該当するものである。
- (2) 管理技術者等及び共通仕様書第 3102 条第 8 項の「同等の能力と経験を有する技術者」は、共通仕様書第 3107 条、第 3108 号のほか別表に示す者とする。
- (3) 共通仕様書 3108 条第 2 項(3)でいう照査計画にあたっては、照査事項について調査職員と協議のうえ作成するものとする。
- (4) 照査技術者は、管理技術者を兼務できないものとする。

第 13 条 担当技術者

- (1) 共通仕様書第 3109 条の「担当技術者」が複数にわたる場合は 3 名までとする。

第 14 条 打合せ協議

設計協議は、当初打合せ、中間(1回)、成果品納入時の計 3 回とする。なお、当初打合せは現地踏査を行い、調査方法及び試験数量を決定し、調査計画書の作成後行うこととする。

また、打合せ事項においては、記録簿を作成すること。

当初打合せおよび成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

第 15 条 業務委託内容および調査項目

- (1) 既存資料を収集し調査計画・設計のための資料として整理し、現況の橋梁寸法測定を行い橋梁一般図の作成を行う。
- (2) 損傷現状調査を近接目視調査で行い、損傷変状箇所の特特定を行う、対象は、上部工・下部工および橋面の劣化、損傷、異常箇所を調査し、異状箇所には、変状図に記録する。
- (3) 品質の調査項目は次のとおりとする。
コア採取（主桁）1 箇所、鉄筋量調査（主桁）1 箇所、鉄筋探査（主桁、橋台）各 1 箇所、中性化試験（主桁）1 箇所、コンクリート圧縮強度試験 1 箇所、含有塩分量試験 5 スライス 1 箇所。
なお、当初設計にない調査が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。
- (4) 設計業務は、上記の詳細調査および品質調査の結果から健全度の評価を行い、補修方針を計画し、新工法を積極的に取り入れた工法を検討するものとし、その決定方法には、経済比較検討を行うとともに詳細設計を行う。
- (5) 上記 4 で決定した工法の補修工事に必要な設計図面を作成するとともに数量計算および概算工事費を算定するものとする。

第 16 条 電子納品

- (1) 本業務は、電子納品対象外とする。

第 17 条	設計成果品の提出物	1 部
	成果報告書 (A4 版)	1 部
	縮小版 (見開き A3 版)	1 部
	報告書・設計図	1 式
	その他監督員が指示するもの	